

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引き の改定

(1) 改定の理由・目的

建設業の許可要件の一部である

- ・ **経營業務の管理責任者** が経營業務等に携わった **経験年数**
(経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者)
- ・ **専任技術者** が実務の従事期間を 積算した **経験年数**

に関して、

これまで、要件の確認方法を主体として記載していた内容に関し、

「書類の書き方」と、「提示書類の確認方法」を分かりやすく明示するため

改定を行うものです。

※ 提示書類や確認方法については変更ありません。

運用開始予定日：令和6年11月1日（金）

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引きの改定

(2) 改定内容の概要

① < 経營業務の管理責任者 >

経験した実務の期間を確認する方法について、具体的に明示しています。

	改定後	改定前
審査基準 (抜粋)	… ※ 上記書類で経験を <u>確認する場合</u> において、各年の確認する工事とその翌年の工事との間隔が <u>1年以上である場合は、その間に経験した他の工事の実績を確認する。</u>	… ※ 建設工事の <u>空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する。</u>
手引き (抜粋)	… ※ 営業の実績として、法令上求められる経験期間について、毎年分の代表的な建設工事を確認します。この際、各年の確認する工事とその翌年の工事との間隔が <u>1年以上とならないようにしてください。1年以上の間隔があった場合、その間に経験した他の工事の実績を確認します。</u>	… ※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が <u>12か月を超えて空かなければ連続した期間、経験があること</u> とします。

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引きの改定

(2) 改定内容の概要

② - 1 < 専任技術者 >

経験した実務の期間を確認する方法について、具体的に明示しています。

	改定後	改定前
審査基準 (抜粋)	… ※ 上記書類で経験を確認する場合において、各年の確認する代表的な工事とその翌年の代表的な工事との間隔が1年以上である場合は、その間に積み上げた当該業種に関する他の工事の実績を確認する	… ※ 建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を実務経験の年数から除算する。

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引きの改定

(2) 改定内容の概要

② - 2 < 専任技術者 >

経験した実務の期間を確認する方法について、具体的に明示しています。

	改定後	改定前
手引き (抜粋)	<p>...</p> <p>※ 法令上求められる経験期間について、P.3-37（※変更の手引きはP.2-38）の記載例を参考に必要とする実務経験年数を積み上げて記載してください。</p> <p>※ 実務経験証明書（様式第9号）では、各年の代表的な工事を記載いただきますが、代表的な工事についてはすべて上記書類を確認します。この際、各年の確認する代表的な工事とその翌年の代表的な工事との間隔が<u>1年以上</u>とならないようにしてください。<u>1年以上の間隔があった場合、その間に積み上げた当該業種に関する他の工事の実績を確認</u>します。</p>	<p>...</p> <p>※ 証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が<u>12か月を超えて空かなければ連続した期間</u>、経験があることとみなします。</p>

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引き の改定

(3) 実務経験証明書（様式第九号）の記入方法等

「様式第九号」の書き方について

- **通年にわたり建設工事の経験がある場合は**、
その年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他○件」として、
一年分を一行にまとめて記入（ア） できます。
- **通年にわたり建設工事の経験がない場合は**、
一件工事毎に積み上げて記入（イ） する。
その場合の年数の積み上げは片落ち計算となる。
〔 例：平成14年4月から平成14年12月まで
→ 8ヶ月の経験 〕

〃	●●邸 新築工事 他○件	平成12年4月から 平成13年3月まで
〃	(ア) ●●邸 新築工事 他○件	平成13年4月から 平成14年3月まで
取締役	(イ) ●●邸 新築工事	平成14年4月から 平成14年12月まで

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引き の改定

(3) 実務経験証明書（様式第九号）の記入方法等

提示書類の確認 について

- **代表的な工事** については、工事名・工事内容・工期がわかる 確認書類の提示がすべて必要 となります。
- 提示確認する建設工事と、その翌年の建設工事との 間隔が1年以上とまらない ようにしてください。
1年以上の間隔があった場合、
その間に積み上げた当該業種に関する他の工事の実績を確認します。
- 加えて、実務経験年数の始期と終期については、
提示された確認書類により、
その建設工事期間が確認できるようご用意ください。

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引きの改定

(4) その他 変更点

「建設業許可申請書（閲覧不可様式集）」の変更

- 今回、「実務経験証明書」(様式第九号)の記載方法の変更も含むことから、従前の記載とは異なるものの、これまでも同じ法令上の考え方（審査基準）のもと記載いただいていることの再確認のため「チェックボックス」を追加。

このほか、5年に1度の更新申請の機会などに、改めて法律要件を再確認いただくため、申請書表紙の裏面にその解説をまとめさせていただいております。

※ チェックボックスの記載内容

- 本件、建設業許可（申請）事業者として、下記に記載の現行法令における許可要件（経營業務の管理責任者としての経験期間・専任技術者の実務経験期間 等）を含め、当初申請時点より建設業法に基づく要件を満たしていることについて誓約します。

※本内容については、申請事業者が確認のうえ記載してください。

1. 建設業許可にかかる 審査基準・手引き の改定

(4) その他 変更点

申請事業者に対し、改めて内容を確認いただき、必ず、チェックボックスにチェックを入れてもらってください () 。

建設業許可申請書 (閲覧不可様式集)

〒 -

営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

電 話

担当者・申請代理人

全ての許可申請において、下表に該当する様式の提出を要するときは、この表紙に縦じ込んでください。

<1> 常勤役員等証明書 (様式七号) 又は常勤役員等及び監役に補任する者証明書 (様式七号の2)	<10> 登記事項証明書 (後见人登記等)
<2> 常勤役員等証明書の附添書 (様式七号別紙) 又は 常勤役員等及び監役に補任する者の附添書 (様式七号の2別紙)	<11> 市町村の(身分)証明書 (破産・後見等)
<3> 社会保険の加入状況確認資料 (様式第七号の3確認資料)	<12> 株主(出資者)明書 (様式第十四号)
<4> 専任技術者証明書 (様式第八号)	<13> 商業登記簿簿本 (法入・支配人)
<5> 法7条2号イハ、15条2号イハに該当することを証する書 面 (卒業証書、資格免状 等)	<14> 登記事項証明書(法人の法定代理人)
<6> 実務経験証明書 (様式第九号)	<15> 納税証明書 (法人(個人)事業税)
<7> 指導監督的実務経験証明書 (様式第十号)	<16> 営業所概要書
<8> 許可申請書の調書 (様式第十二号)	<17> 委任状
<9> 施行令第三条に規定する使用人の略歴書 (様式第十三号)	

※横じ込んだ様式に○印を記入

表

※裏面に記載された許可要件を確認のうえ、チェックボックスへ丸印を入れてください。

申請事業者誓約欄

本件、建設業許可(申請)事業者として、下記に記載の現行法令における許可要件(経営業務の管理責任者としての経験期間・専任技術者の実務経験期間等)を含め、当初申請時点より建設業法に基づく要件を満たしていることについて誓約します。 ※本内容については、申請事業者が確認のうえ記載していただきます。

建設業許可の要件について

1. 経営業務の管理責任者の配置 <建設業法施行規則第7条第1号>

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経営業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断されており、以下要件を満たした経営業務の管理責任者等を設置することが必要です。
許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員の中の1人が、個人である場合には本人または支配人のうちの1人が次のいずれかに該当することが必要です。

- 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者であること。
- このほか、建設業法施行規則第7条第一号ロ、もしくはハに該当するもの

2. 適切な社会保険の加入 <建設業法施行規則第7条第2号>

申請者(適用除外を除く)は、申請日時点で社会保険等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入していることを要します。

3. 専任技術者の配置 <建設業法第7条第2号、同法第15条第2号>

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的知識が必要になります。営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、下記のような一定の資格または経験を有した者(専任技術者)を設置することが必要です。
また、専任技術者は、その営業所ごとに専任の者として常勤していることが必要です。

【一般建設業】

- 指定学校卒業して高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者
- 指定学校卒業して専門学校卒業後5年以上実務の経験を有する者
又は専門学校卒業後3年以上実務の経験を有する者で専門士若しくは高度専門士を称する者
- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上実務の経験を有する者
- 国家資格者 ○複数業種に係る実務経験を有する者

【特定建設業】

- 国家資格者 ○指導監督的実務経験を有する者
- 大臣特別認定者：建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の職務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。
また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

4. 財産的基礎の充足 <法第7条第4号、同法第15条第3号>

建設工事を着手するに当たっては、資材の購入及び労働者の確保、機械器具等の購入など、一定の準備資金が必要になります。また、営業活動を行うに当たってもある程度の資金を確保していることが必要です。このため、建設業の許可が必要となる規模の工事を請け負うことができるだけの財産的基礎等を有していることを許可の要件としています。

(注)一般建設業と特定建設業では要件が異なります。

5. 欠格要件のないこと、誠実性 <建設業法第8条、同法第17条(準用)>

許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請書やその役員等若しくは令第3条に規定する使用人が建設業法第8条第1号から第14条のいずれか(許可の更新を受けようとする者)にあっては、第1号又は第7号から第14号までのいずれかに1つでも該当する場合、許可は行われません。

6. 営業所の設置

建設業の営業所とは、本店・支店や常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所をいいます。見限り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所です。単なる連絡事務所はこれには該当せず、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。

裏

2. 改定後の記載における留意点等

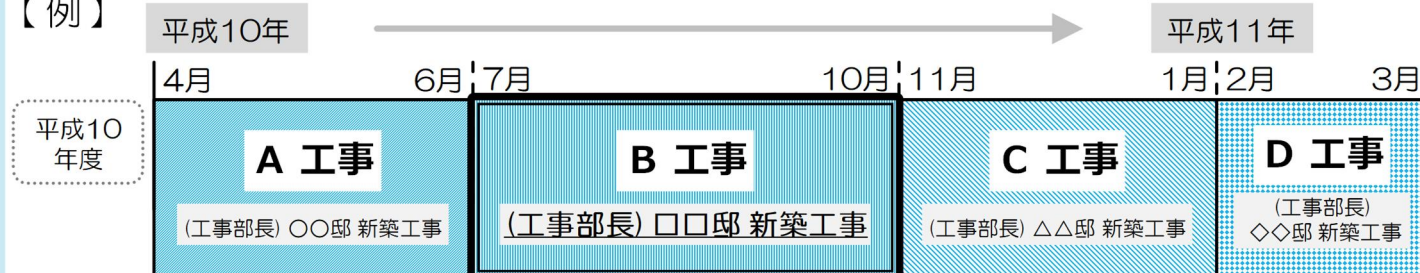
(1) 具体的な記載事例 ①

- 通年にわたり建設工事の経験がある場合は、その年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、一年分を一行にまとめて記入できます。

職	名実	務	経	験	の	内	容	実	務	経	験	年	数
工事部長			□□邸	新築工事	他3件			平成10年4月から				平成11年3月まで	

《 同一年度内にA～Dの建設工事の経験があった場合 》

【例】



B の建設工事を代表的な工事とすると、記入は以下のとおり

「工事部長 □□邸 新築工事 他3件 平成10年4月から平成11年3月まで」

⇒ **1年の経験**

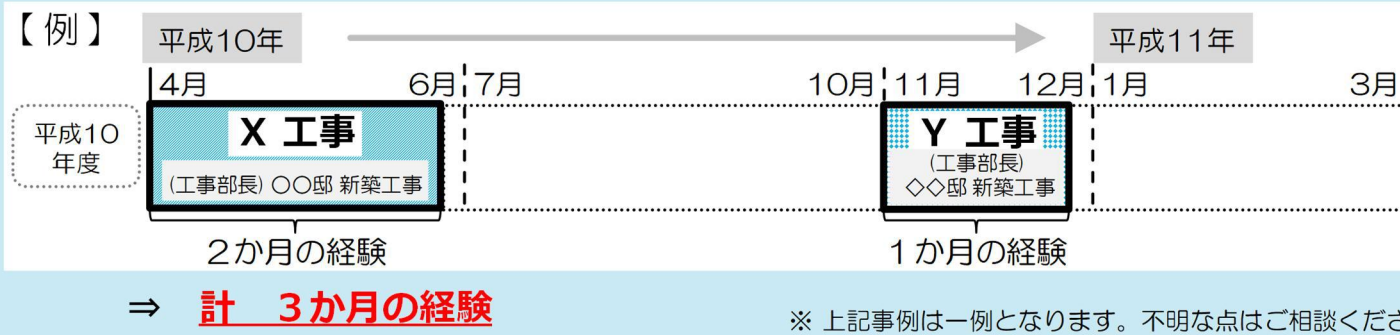
2. 改定後の記載における留意点等

(1) 具体的な記載事例 ②

- 通年にわたり建設工事の経験がない場合は、一件工事毎に積み上げて記入し、その場合の年数の積み上げは片落ち計算としてください。

工事部長	●●邸 新築工事	平成10年4月から 平成10年6月まで	X工事
〃	■●邸 新築工事	平成10年11月から 平成10年12月まで	Y工事

《 同一年度内の経験が一年に満たない建設工事のみ（X及びY）の場合 》



上記方法により記入した実務経験年数を積み上げ、最下段の「合計満年月」へ実務経験年数の合計を記入してください。

2. 改定後の記載における留意点等

(2) 補足説明

前ページ（P 10）において、通年にわたり建設工事の経験がない場合の事例として一例を掲載しておりますが、こちらはX工事とY工事の間に審査基準に記された「実務の経験」のないケースとしてあげております。

例えば、実務経験年数が丸1年ない場合でも、令和7年4月1日から5月31日までの工期のP工事と、同年7月1日から9月10日までの工期のQ工事の2件の工事があり、P工事の工期とQ工事の工期の間に審査基準に記された「実務の経験」が継続的にあるような場合には、「通年」の取扱い同様に片落ちで5月の実務経験があるものとみることができるため、「P工事 他1件 令和7年4月から令和7年9月」等として1行で記載していただいて構いません。